

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）定款第32条第2項の規定に基づき同条第1項の規定により報酬を支給することとした役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員のうち常時勤務を要する役員（以下「常勤役員」という。）の報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 期末手当

2 役員のうち常時勤務を要しない役員（以下「非常勤役員」という。）の報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員手当

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬（期末手当を除く。）の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日とする。

2 期末手当の支給日は、7月5日及び12月5日とする。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日とする。

(俸給及び非常勤役員手当の額)

第4条 第2条第1項第1号の規定による俸給の月額は、830,900円とする。

2 第2条第2項第1号の規定による非常勤役員手当の月額は、321,000円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、満65歳以上の常勤役員の俸給の月額は、第1項の俸給月額から20パーセント減額した額とし、常勤役員が満65歳に達した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員が通勤のため交通機関を利用する場合には、通勤手当としてその運賃の6ヵ月定期券の購入金額を支給する。ただし、その額が330,000円を超えるときは、330,000円とする。

2 非常勤役員が通勤のため交通機関を利用する場合には、通勤手当として出勤に要する運賃相当額を支給する。

3 役員の通勤手当の支給期間は、新たに役員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）1日から役員を離職した日の属する月の末日までの間とする。

4 通勤手当の具体的な支給方法については、会長が別に定めるところによる。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給の月額に7月支給分にあつては

100分の197.5を、12月支給分にあつては100分の212.5をそれぞれ乗じて得た額を基礎として基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、会長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績、その支給年度における国家公務員給与に関する人事院勧告等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

附 則

この規程は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成16年3月18日から施行し、平成15年11月1日から適用する。ただし、第5条の変更規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条第2項の規定にかかわらず、平成15年12月に支給する期末手当の額は、同項中「100分の220」とあるのを「100分の207」と読替えて算出した額から、国家公務員の例にならい、4月の給与に官民較差に相当する較差率を乗じて得た額に平成15年4月から10月までの月数を乗じて得た額と、7月期の期末手当の額に較差率を乗じて得た額との合計額に相当する額を、控除して得た額とする。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成17年11月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第3条の規定により平成17年4月から10月までの間に支給された超過支給額については、次項の規定により調整するものとする。
- 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、変更後の第6条第2項の規定にかかわらず、同項に基づき算出した額から、国家公務員の例にならい、4月の給与に官民格差に相当する較差率を乗じて得た額に平成17年4月から10月までの月数を乗じて得た額と、7月期の期末手当の額に較差率を乗じて得た額との合計額に相当する額を、控除して得た額とする。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成21年6月17日から施行する。
- 2 平成21年7月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、「100分の220」とあるのは「100分の195」として、同項の規定を適用する。

附 則

この規程の変更は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成23年3月17日の機構理事会で決議のあった定款の変更案について農林水産大臣の認可のあった日（平成23年3月31日）から施行する。ただし、変更後の第6条第2項の規定は、平成22年度に支給する期末手当から適用する。

附 則

この規程の変更は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成28年3月23日から施行する。